

東浦町適応指導教室設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東浦町教育委員会が不登校児童生徒（以下「不登校児」という。）の立ち直りを手助けするために行う適応指導教室（以下「ふれあい教室」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 ふれあい教室は、東浦町大字生路字狭間80番地に設置する。

(事業内容)

第3条 ふれあい教室の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 不登校児に関する調査及び指導方法の研究に関すること。
- (2) 不登校児に対する適応指導に関すること。
- (3) 不登校に関する相談業務に関すること。

2 ふれあい教室は、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後3時までとする。

(対象者)

第4条 ふれあい教室の入級対象者は、東浦町立小中学校に在籍する児童生徒で、在籍学校長が入級を適切と認めた者とする。

(入級の手続き)

第5条 ふれあい教室に入級しようとする児童生徒の保護者は、ふれあい教室入級申請書（様式第1）により、東浦町教育委員会に申請をしなければならない。

2 東浦町教育委員会は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果をふれあい教室入級決定・却下通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(費用)

第6条 ふれあい教室の入級費用は、食料費及び一部材料費等を除き無料とする。

(指導者等)

第7条 ふれあい教室の指導者は、教育経験を持った者を充てる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業に必要な事項は、東浦町教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

ふれあい教室入級申請書

年 月 日

東浦町教育委員会

申請者 住所
(保護者) 電話
氏名

次のとおり、ふれあい教室への入級を申請します。

ふりがな 入級者氏名		生年月日	年 月 日	男・女
学校名	学校 年 組		担任氏名	
申込み理由				
学校長の意見	<p>以上により、入級が適当と認めます。</p> <p>年 月 日 学校長氏名</p>			
家族構成	氏 名	続 柄	年 齢	連絡先電話番号

様式第2（第5条関係）

ふれあい教室入級
決定
通知書
却下

年 月 日

様

東浦町教育委員会

年 月 日付けで申請のありました、このことについては、下記のとおり
通知します。

記

1 入級者名

2 入級決定日

年 月 日

入級却下日